

令和7年度京都ボランティアバンク補助金 募集要項

1. 目的

府民の社会参加を促進するとともに思いやりを大切にする福祉のまちづくりを推進するために、福祉の地域づくりや孤独・孤立などの生活課題に対して、自主的、先駆的なボランティア活動を実施する団体及び市町村社会福祉協議会に助成を行う。

2. 助成内容

- (1) スタートアップ支援補助金
- (2) 地域生活課題支え合い補助金

3. 対象団体

京都府内で活動し、下記のいずれかに該当すること及び指定の団体からの推薦が必要です。

- (1) 京都府内の市町村社会福祉協議会と協力関係にあるボランティアグループ
- (2) 京都府社協会員団体と協力関係にあるボランティアグループ

4. 対象の活動

- (1) 地域福祉の課題解決や福祉の地域づくりを行うボランティア活動

分野例: 子ども、子育て世代、高齢者、障害者、ケアラー、生活困窮者、引きこもり、外国にルーツをもつ人 等
種別例: 居場所づくり、学習支援、参加支援、啓発活動 等

- (2) こども・青少年が中心となって行うボランティア活動

【(1)(2)の対象とならない活動】 趣味的な活動やサークル的な活動

5. 助成内容および補助額

内容	対象団体	対象の活動	設立年数 (R7.3.31 現在)	補助対象年限	補助額 ^{※2}	条件
スタートアップ支援 補助金	3-(1)、(2)	4-(1)、(2)	グループ設立から 3年 ^{※1} 以内	活動開始から	1団体あたり 上限5万円	—
地域生活課題支え 合い補助金			グループ設立から 1年以上	3年まで	1団体あたり 上限8万円	新たに行う活動もしくは 既存の活動を発展させ た活動 ^{※3}

※1) 今年度の申請に限り、スタートアップ支援補助金の対象年数を減らしたため、経過措置として団体設立
4・5年目(R7.3.31 時点)の団体についても認めることとします。

※2) 補助金の申請額は1,000円単位(1,000円未満の端数は切り捨て)

※3) 他分野や他種別とかけ合わせたり、異分野や複数の団体と協働した活動

6. 補助対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

7. 対象となる経費

活動を実施していくために必要となる事業費で、補助対象期間内に支払うもの

※備品購入に係る補助額は、補助申請額の5割もしくは備品額の5割のいずれか少ない方を上限とします。

【対象とならない経費】

- ・団体員・職員の人件費や講師謝礼
- ・会員のみを対象とした交流会や役員会等に係る諸経費
- ・汎用性のある備品

※詳細については、各市町村社会福祉協議会に御相談ください。

8. 提出書類

- ① 所定の申請書(様式1)
 - ② 所定の収支内訳書(様式2)
 - ③ 所定の団体概要(様式3)、定款または会則、役員一覧表、前年度実績報告・決算報告書
 - ④ 備品購入、業者発注等が含まれる場合は、見積書やカタログなど金額と品物が分かるもの
- ※設立1年目の団体は③の前年度実績報告・決算報告書は不要です。

9. 提出先・推薦者

- ・3-(1)は、市町村社会福祉協議会
- ・3-(2)は、当該社会福祉団体

10. 提出期限<<必着>>

令和7年5月7日(水)

11. その他

- ・事業終了後または年度終了後1週間以内に所定の実績報告書(様式4)及び決算書(様式5)を提出してください。
- ・京都ボランティアバンク運営委員会の審議を経て京都府社会福祉協議会にて補助金を決定いたします。
- ・令和7年6月中旬に指定の銀行口座に振り込み予定です。
- ・補助金申請の活動内容や対象経費(20%を超えるもの)に変更がある場合は事前に御相談ください。